

家庭用燃料電池プラン定義書
(エネファームプラン)

2022年3月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1. 用 語 の 定 義	1
2. 適 用 条 件	2
3. 契 約 の 締 結	2
4. 料 金	3
5. 割 引 制 度	3
6. 名 義 の 変 更	6
7. 契 約 の 解 約	6
8. 精 算	6
9. 設 置 確 認	7
10. そ の 他	7

付 則

1. 実 施 の 期 日	8
2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約	8

別 表

1. 早 収 料 金 の 算 定 方 法	8
2. 料 金 表 1	9
3. 料 金 表 2	11

家庭用燃料電池プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金、その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （１）「家庭用燃料電池」とは、都市ガスを１次エネルギーとして電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって、定格発電能力が５００Ｗ以上５kW以下の、住宅の居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- （２）「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含みません。
- （３）「ガスコンロ」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、住宅の居室に設置してあるコンロ等で一口コンロを除く熱調理器をいいます。
- （４）「ミスト発生器」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、住宅の浴室に温水を噴霧する機器で、住宅の浴室に設置されているものをいいます。
- （５）「家庭用太陽光発電設備」とは、太陽電池を利用し、太陽光エネルギーを直接的に電力に変換する発電設備であり、発電した電力を住宅の居室に供給する、公称最大出力１kW以上の設備をいいます。
- （６）「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- （７）「居室」とは日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- （８）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます
- （１１）「冬期」とは、１２月検針分から３月検針分までをいい、「その他期」とは４月分検針分から１１月検針分までをいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 家庭用燃料電池を使用すること。
- (2) 専用住宅またはガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下の併用住宅であること。
- (3) 家庭用燃料電池の定格発電出力（機器容量）が500W以上5kW以下であること。
- (4) この定義書にもとづく契約を3.(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定にもとづき決定いたします。

新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約へ変更されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの定義書にもとづく契約の解約の日、または当社の最終保障供給約款にもとづく契約の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一

需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他の定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまが当社の他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます）、または最終保障供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。
- (8) 新たにガスの使用を開始する場合であって、当社が2に定める適用条件が満たされていることを確認した場合は、当社（導管部門）が定める工事約款に定める建築事業者等は、ガスを使用されるお客さまのため、この定義書にもとづく契約を当社が定める申し込み方法により、ガスを使用されるお客さまに代わって申し込むことができます。（5（1）において同じ）

4. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

5. 割引制度

- (1) この定義書を適用されているお客さまで、ガスコンロ、ミスト発生器、家庭用ガス温水床暖房（以下「床暖房」という。）、家庭用太陽光発電設備（以下「太陽光発電」という。）のいずれか、または全部をご使用いただいている場合には、そのご使用いただいている機器の組み合わせにより以下定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申し込み方法により割引制度適用を申し込むことができるものといたします。

第1種割引（まる割）

適用条件 ガスコンロをご使用の場合

第2種割引（ミスト割）

適用条件 ミスト発生器をご使用の場合

第3種割引（まる割ミスト）

適用条件 ガスコンロおよびミスト発生器をご使用の場合

第4種割引（床暖割）

適用条件 床暖房をご使用の場合

第5種割引（床暖まる割）

適用条件 床暖房およびガスコンロをご使用の場合

第6種割引（床暖ミスト割）

適用条件 床暖房およびミスト発生器をご使用の場合

第7種割引（床暖まる割ミスト）

適用条件 床暖房、ガスコンロおよびミスト発生器をご使用の場合

第8種割引（太陽光割引）

適用条件 太陽光発電をご使用の場合

第9種割引（太陽光まる割）

適用条件 太陽光発電およびガスコンロをご使用の場合

第10種割引（太陽光ミスト割）

適用条件 太陽光発電およびミスト発生器をご使用の場合

第11種割引（太陽光まる割ミスト）

適用条件 太陽光発電、ガスコンロおよびミスト発生器をご使用の場合

第12種割引（太陽光床暖割）

適用条件 太陽光発電および床暖房をご使用の場合

第13種割引（太陽光床暖まる割）

適用条件 太陽光発電、床暖房およびガスコンロをご使用の場合

第14種割引（太陽光床暖ミスト割）

適用条件 太陽光発電、床暖房およびミスト発生器をご使用の場合

第15種割引（太陽光床暖まる割ミスト）

適用条件 太陽光発電、床暖房、ガスコンロおよびミスト発生器をご使用の場合

- (2) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお申し込み承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制度を適用いたします。
- (3) 割引制度の適用期間は、この定義書にもとづく契約と同一とし、この定義書にもとづく契約が適用期間後も継続される場合には割引制度も継続されるものといたします。なお、この定義書にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3（1）を、第2種割引は別表3（2）を、第3種割引は別表3（3）を、第4種割引は別表3（4）を、第5種割引は別表3（5）を、第6種割引は別表3（6）を、第7種割引は別表3（7）を、第8種割引は別表3（8）を、第9種割引は別表3（9）を、第10種割引は別表3（10）を、第11種割引は別表3（11）を、第12種割引は別表3（12）を、第13種割引は別表3（13）を、第14種割引は別表3（14）を、第15種割引は別表3（15）を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、(1)の定めによるものといたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日

以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合はその翌日から適用いたします。

- (6) お客様が、割引制度の適用条件をみたさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客様に割引適用に関する違反があった場合（(1) を満たさなくなった場合を含みます。）は、当社の申し出に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) (6) (7) による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出をもって割引制度の適用を終了いたします。

6. 名義の変更

お客様、又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

7. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客様のガス使用状況に変更がある場合には、お客様のお申し出にもとづき、契約期間満了前であっても、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし3(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。（(2)において同じ。）
- (2) お客様に契約違反があった場合（2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、契約期間満了前であっても、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に最終保障供給約款、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合（3(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。）は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

8. 精 算

- (1) すでにこの定義書を適用のお客様まで、2に定める適用条件を満たさないでガスをご使

用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般料金プラン定義書に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

- (2) さらに5に定める割引制度を適用のお客さまで、5(1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、適用条件を満たす割引種別を適用した場合の料金、または適用条件を満たす割引種別がない場合は5に定める割引制度の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

9. 設置確認

- (1) 当社は、2または5に定める適用条件が満たされている、家庭用燃料電池等が設置されているかどうかを、確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は、この定義書の申込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、解約日以降一般料金プラン定義書を適用いたします。
- (2) 家庭用燃料電池を取り外すなど、2または5に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この定義書にもとづく契約を解約したものとみなし、7の規定により、この定義書にもとづく契約を解約いたします。
- (3) 5に定める割引制度を適用のお客さまが、ガスコンロ、ミスト発生器、家庭用ガス温水床暖房、家庭用太陽光発電設備のいずれか、または全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、取り外した機器により割引種別の変更、または割引制度の適用終了の申し出があったとみなし、5の規定にもとづき割引種別の変更、または割引制度適用を終了いたします。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書は、2022年3月1日から実施いたします

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(別表)

1. 早收料金の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものいたします。ただし、5に定める割引制度の適用がされていない、または、(3)で算出した割引が0円の場合は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。従量料金は、基準単位料金または、小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。
- (3) 割引額は、割引前料金に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定の結果1円未満の端数を切り上げたものいたします。又、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切捨て) 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表 1

(1) 適用区分

料金 A その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金 B その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金 C 冬期の使用量が 0 立方メートルを超 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金 D 冬期の使用量が 20 立方メートルを超 50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金 E 冬期の使用量が 50 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A

イ 基本料金

1 か月および ガスメーター 1 個につき	872.30 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	150.90 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

②料金表 B

イ 基本料金

1 か月および ガスメーター 1 個につき	2,237.53 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	82.64 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

③料金表 C

イ 基本料金

1 か月および ガスメーター 1 個につき	872.30 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------------	----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	150.90 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

④料金表 D

イ 基本料金

1 か月および ガスメーター 1 個につき	1,158.71 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136.58 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

⑤料金表 E

イ 基本料金

1 か月および ガスメーター 1 個につき	3,664.78 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------------	------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	86.47 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(3) 調整単位料金

料金表(2)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定より算定した1立方メートルあたりの単位料金とします。

3. 料金表2

(1) 第1種割引(まる割)

割引率	3パーセント
-----	--------

(2) 第2種割引(ミスト割)

割引率	2パーセント
-----	--------

(3) 第3種割引(まる割ミスト)

割引率	5パーセント
-----	--------

(4) 第4種割引(床暖割)

割引率	3パーセント
-----	--------

(5) 第5種割引(床暖まる割)

割引率	6パーセント
-----	--------

(6) 第6種割引(床暖ミスト割)

割引率	5パーセント
-----	--------

(7) 第7種割引(床暖まる割ミスト)

割引率	8パーセント
-----	--------

(8) 第8種割引(太陽光割)

割引率	5パーセント
-----	--------

(9) 第 9 種割引 (太陽光まる割)

割引率	8パーセント
-----	--------

(1 0) 第 1 0 種割引 (太陽光ミスト割)

割引率	7パーセント
-----	--------

(1 1) 第 1 1 種割引 (太陽光まる割ミスト)

割引率	10パーセント
-----	---------

(1 2) 第 1 2 種割引 (太陽光床暖割)

割引率	8パーセント
-----	--------

(1 3) 第 1 3 種割引 (太陽光床暖まる割)

割引率	11パーセント
-----	---------

(1 4) 第 1 4 種割引 (太陽光床暖ミスト割)

割引率	10パーセント
-----	---------

(1 5) 第 1 5 種割引 (太陽光床暖まる割ミスト)

割引率	13パーセント
-----	---------

